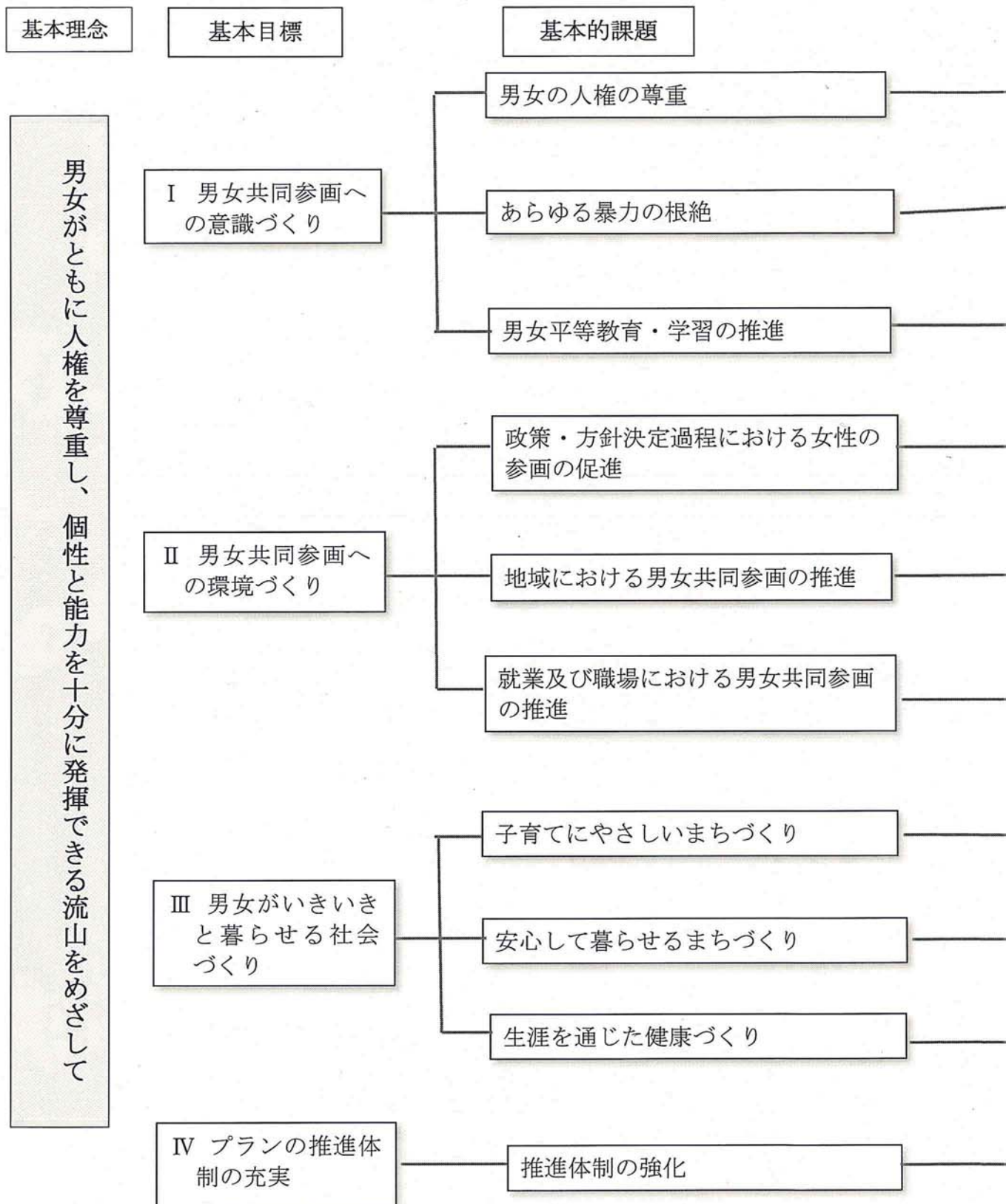


第3章 プランの内容

1 プランの体系図



施策の方向

- ①男女共同参画をすすめる啓発活動の充実
- ②男女共同参画に関する調査・研究及び情報提供

- ①DV等女性に対するあらゆる暴力を許さない意識啓発
- ②相談体制の充実及び関係機関との連携
- ③セクシュアル・ハラスメントのない環境の整備

- ①男女共同参画に関する講座や講演会の開催
- ②学校における児童生徒への男女平等教育の推進
- ③家庭や地域における男女平等教育・学習の推進

- ①各種審議会等への女性の参画促進
- ②女性管理職の積極的登用の促進
- ③女性人材の育成
- ④農業・商業に従事する女性の経営・起業・社会参画の促進

- ①地域活動における男女共同参画の推進
- ②防災における男女共同参画の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②女性の就職・再就職への支援
- ③就業及び職場における男女共同参画意識の啓発
- ④男女の機会の平等と公平な待遇の確保

- ①家庭における男女共同参画の促進
- ②子育て支援の充実
- ③子育てにおける情報提供及び相談体制の充実

- ①さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援
- ②高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

- ①健康増進への支援
- ②心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透

- ① 庁内推進体制の充実
- ② 施策推進のための拠点の整備
- ③ 市民・団体・企業など多様な機関との連携
- ④ プランの推進状況の進行管理

2. 施策の内容（事業）

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みは、法律や制度の面での整備は進んできましたが、慣習・しきたり等の面では未だ真の平等が達成できたとは言えない状況にあります。また、性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会を実現する上で大きな障害といえます。この固定的な性別役割分担意識を改革し、男女共同参画を推進する必要があります。

また、暴力は人権侵害であることから、DV等あらゆる暴力を許さない暴力根絶に向けた取り組みを行うことが重要です。

引き続き男女共同参画に関する認識を深め、理解を深めるための教育・学習の推進と広報・啓発活動を行います。

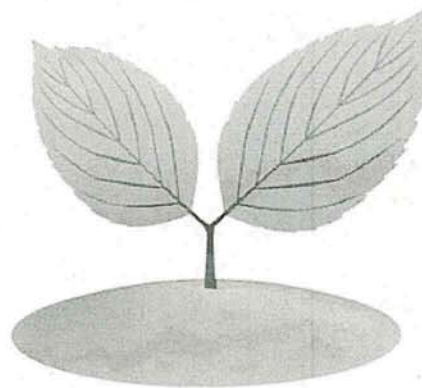
（基本的課題）男女の人権の尊重

施策の方向	事業内容	担当課
①男女共同参画をすすめる啓発活動の充実	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います ・国、県等が主催する研修会に参加します	企画政策課
	2 社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等を開催します	子ども家庭課 公民館
	3 人権を無視した性意識を改めるためにメディアにおける社会的性別の存在を見直します	全課 企画政策課
	4 青少年社会環境浄化活動を展開し、有害図書 の区別、陳列の徹底や有害チラシ等の撤去について店舗への協力要請を行います	生涯学習課
②男女共同参画に関する調査・研究及び情報提供	5 各種専門員の研修の充実を図ります	子ども家庭課 保育課 公民館
	6 市民や職員の実態や啓発すべき事柄を的確に把握するため定期的に意識調査を行います	企画政策課
	7 男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課

	8 行政の刊行物「広報ながれやま」等に、男女共同参画に関する啓発記事を掲載します	全課 秘書広報課 企画政策課
	9 庁内の配付文書や市民向け配付文書等を男女共同参画の視点でチェックし、見直しを図ります	全課 企画政策課
	10 図書館の情報コーナーを更に充実します	図書・博物館

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
1	啓発紙「結ながれやま」の発行回数	年1回	企画政策課
	国、県等が主催する研修会参加回数	年2回以上	企画政策課
2	社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等開催回数	年1回以上	子ども家庭課
		年1回	公民館
5	各種専門員の男女共同参画に関する研修等参加回数	年1回	子ども家庭課 公民館
	保育士の男女共同参画に関する研修等参加回数	年1回以上	保育課
6	市民や職員の意識調査回数	年1回以上	企画政策課
7	男女共同参画に関する情報提供	随時提供	企画政策課
8	広報に男女共同参画に関する啓発記事掲載回数	年2回以上	企画政策課



(基本的課題) あらゆる暴力の根絶

施策の方向	事業内容	担当課
①DV等女性に対するあらゆる暴力を許さない意識啓発	11 DV防止のための意識の啓発を行います ・広報等により情報を提供します ・DV防止のための講座や研修会を開催します	秘書広報課 企画政策課 介護支援課 子ども家庭課
②相談体制の充実及び関係機関との連携	12 緊急一時保護等についての情報の収集と提供に努め、広域的な取り組みを推進します ・SOS連絡先等の周知を図ります	子ども家庭課 秘書広報課 企画政策課 社会福祉課 高齢者生きがい推進課 介護支援課
	13 DV被害者に対し、緊急避難時の手続等を支(新)援します	子ども家庭課
	14 男女共同参画の視点に立った相談を行います ・相談員の研修を行います ・家庭教育相談 ・DV相談 ・セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談	子ども家庭課 秘書広報課 企画政策課 市民課 社会福祉課 健康増進課 公民館
	15 女性に対する暴力等について相談体制の充実を図ります ・配偶者暴力相談支援センター・児童相談所・警察・保健所・病院・地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります ・女性に対する暴力等についての相談窓口の充実を図ります	子ども家庭課 企画政策課 市民課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 健康増進課
16 関係機関と連携を図り、DV被害者に対し住(新)民基本台帳の閲覧等の制限をかけます	市民課	

※ は、主務課です。相談窓口については、29ページをご覧ください。

③セクシュアル・ハラスメントのない環境の整備	17	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います ・セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促します ・広報等により情報を提供します ・セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座や研修会等を開催します	企画政策課 人材育成課
	18	商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供を行います	企画政策課 商工課
	19	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の対応充実を図ります	人材育成課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
1 1	DV防止の情報を広報等に掲載回数	年2回以上	企画政策課
	DV防止の講座や研修会開催回数	年1回以上	子ども家庭課
	関係機関等との会議等での相談回数	年12回以上	介護支援課
1 2	地域包括支援センター等における連絡会議の回数	年12回以上	介護支援課
1 4	相談員のDV研修等の参加回数	年1回	子ども家庭課
1 7	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課
	セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促す情報提供回数	年1回以上	企画政策課
	職員に対しセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修開催数	年2回	人材育成課
1 8	セクシュアル・ハラスメント等に関する情報発信回数	年1回以上	企画政策課
	商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供回数	年1回以上	商工課

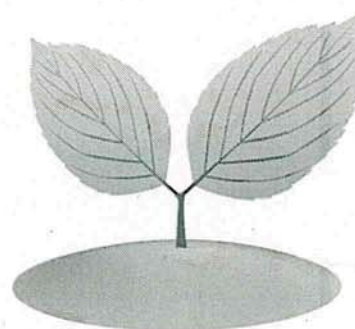
(基本的課題) 男女平等教育・学習の推進

施策の方向	事業内容	担当課
①男女共同参画に関する講座や講演会の開催	20 男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等を開催します	公民館
	21 メディアリテラシーを養うための講座等を開催します	企画政策課 公民館
	22 社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座を開催します ・社会的性別にとらわれない男女共同参画の考え方への理解を深める講座等を開催します	企画政策課
②学校における児童生徒への男女平等教育の推進	23 教職員研修の充実を図ります ・男女共同参画社会基本法の周知を図ります ・男女平等の考え方への理解を深めます ・国・県等主催の研修会への参加を推進します	指導課
	24 教科・道徳の中で男女平等教育を推進します	指導課
	25 教育活動全体を通して、一人ひとりの個性や能力に応じた進路指導を推進します	指導課
	26 思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導の充実を図ります ・保健指導をはじめ、生命の大切さ等に関する認識を育てます	健康増進課 指導課
	27 人権尊重の視点に立った保健指導の充実を図ります ・教職員の保健指導に関する研修の充実を図ります ・発達段階に応じた保健指導を実施します	指導課
③家庭や地域における男女平等教育・学習の推進	28 保護者会等を通して、男女平等教育に対する保護者の理解を深めます	指導課
	29 個性や能力に応じた進路のあり方について、保護者会等を通して家庭に働きかけます	指導課



◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
20	男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等開催回数	年1回	公民館
21	メディアリテラシーを養うための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課
		年1回	公民館
22	社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座等開催回数	年3回以上	企画政策課
23	教職員に対し男女共同参画等への研修参加回数	年1回以上	指導課
28	保護者会等での男女平等教育に対する説明回数	年1回以上	指導課



基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

地域社会や職場の中で、女性の能力や視点を活かしていくことが求められています。審議会委員等への女性の登用率は未だ低く、目標である4割を達成できていません。市の政策・決定過程における審議会等への女性の参画を促進するための支援を行うとともに、女性自身の活動意欲を高める等、これまで以上に積極的に女性の登用を推進していく必要があります。

また、自治会や防災活動等の地域における活動においても女性が参加しやすい環境をつくり、女性の視点を反映させることが大切です。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着、再就職への支援等、就業における男女共同参画意識を推進することなど、男女共同参画への環境づくりを目指します。

(基本的課題) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

施策の方向	事業内容	担当課
①各種審議会等への女性の参画促進	30 各審議会等における男女の委員割合が4割を下回らないようにします	審議会等を所管する関係各課
	31 女性のいない審議会等をなくします	審議会等を所管する関係各課
	32 市政への参画に関する情報を提供します	企画政策課
②女性管理職の積極的登用の促進	33 商工関係団体等に女性の管理職への登用を働きかけます	企画政策課 商工課
	34 女性職員の管理職への登用を推進します	人材育成課
③女性人材の育成	35 政策・方針決定過程への参画に向けた人材を発掘し登録します	企画政策課
	36 能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等を開催し、支援します	企画政策課
	37 女性職員へのフォローアップを行います	人材育成課
④農業・商業に従事する女性の経営・起業・社会参画の促進	38 経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供します	農政課 商工課
	39 農業技術経営講習会等を開催します	農政課
	40 家族経営協定の締結を促進します	農政課



◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
30	審議会等への女性登用率	40%	審議会等を所管する関係各課
31	女性のいない審議会の割合	10%以下	行政改革推進課
32	市政への参画に関する情報提供回数	年2回以上	企画政策課
34	市女性職員の管理職への登用率	年2%上昇	人材育成課
36	能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等開催回数	年2回以上	企画政策課
39	農業技術経営講習会等開催回数	年1回以上	農政課
40	家族経営協定締結件数	年1件以上	農政課

(基本的課題) 地域における男女共同参画の推進

施策の方向	事業内容	担当課
①地域活動における男女共同参画の推進	41 地域団体に女性役員の拡充を働きかけます	企画政策課
	42 地域活動における性別役割分担の見直しを働きかけます ・男女共同参画に関する情報を提供します	企画政策課 コミュニティ課
	43 自治会等に人材の育成を働きかけます	コミュニティ課
	44 市民の地域活動への参画を促します	コミュニティ課 高齢者生きがい推進課
②防災における男女共同参画の推進	45 地域における防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、人材の育成を働きかけます	防災危機管理課
	46 地域防火診断への女性の参加を促進します(新)	予防課

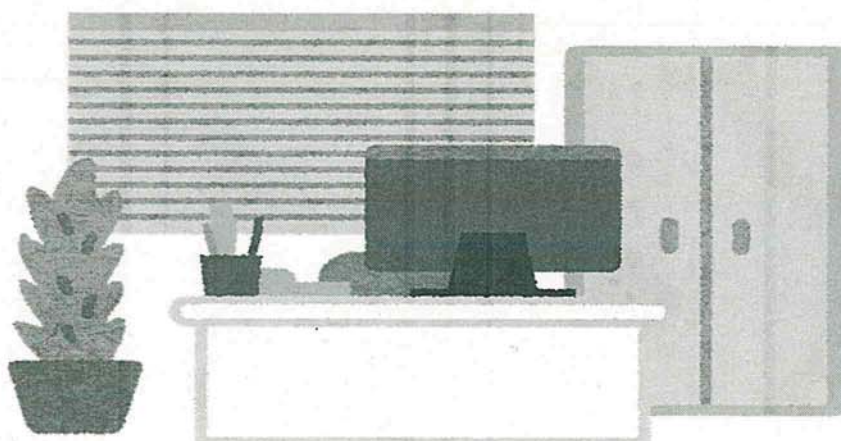
◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
42	男女共同参画に関する情報提供回数	年2回以上	企画政策課

(基本的課題) 就業及び職場における男女共同参画の推進

施策の方向	事業内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	47 商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します	企画政策課 商工課
	48 ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発をします	企画政策課
②女性の就職・再就職への支援	49 公共職業安定所と協力して就業相談を行います	商工課
	50 出産や育児を理由に退職した女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催します	企画政策課 商工課
③就業及び職場における男女共同参画意識の啓発	51 就業及び職場における固定的な性別役割分担の見直しを図ります ・男女が共に働きやすい職場環境をめざし、情報提供や講演会等を開催します	企画政策課 商工課 農政課
	52 商工関係団体等に法律セミナー等の開催を働きかけます	商工課
	53 商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催します	企画政策課 商工課
④男女の機会の平等と公平な待遇の確保	54 商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります	企画政策課 商工課
	55 公共職業安定所等と協力して法律や制度を周知します	商工課
	56 商工関係団体等に社会的性別の視点について働きかけます ・国・県の動向を踏まえ就労の場における実態の把握に努めます	企画政策課 商工課
	57 商工関係団体等に、働く男女が法律や制度を生かせる職場の雰囲気づくりを働きかけます	企画政策課 商工課

	58 働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の収集と提供を行います ・妊娠・出産に関する母体保護について周知します ・妊産婦の健康管理について周知します	企画政策課 健康増進課
	59 育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課 人材育成課 健康増進課
	60 商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報を提供します	企画政策課 商工課



◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
47	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指す、講座等開催回数	年1回	企画政策課
48	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発回数	年1回以上	企画政策課
50	女性の再就職のための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課 商工課

5 1	就労の場における固定的な性別役割分担を見直すための情報提供回数	年1回以上	企画政策課
	女性農業者の経営参画意識向上に向けた研修会等開催回数	年1回以上	農政課
5 3	商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会開催回数	年1回以上	企画政策課 商工課
5 8	働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課
5 9	育児休暇・介護休暇に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課 人材育成課
6 0	商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報提供回数	年1回以上	商工課
	女性の能力の活用に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課



基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

男性も女性も共にいきいきと仕事と子育てに参画できる社会が求められています。流山市では、増加している子育て世代を対象に、子どもを安心して産み育てられる環境の整備や、男性も家事や育児に参加するための講座を開催するなどの支援をさらに充実させる施策の推進が必要です。

また、高齢化が進む中で、これまで以上に男女が介護などの責任をともに担いながら、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

さらに、一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための支援や環境整備に積極的に取り組みます。

(基本的課題) 子育てにやさしいまちづくり

施策の方向	事業内容	担当課
①家庭における男女共同参画の促進	61 男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識の啓発を行います ・男女共同参画を進めるための講座等を開催します ・男性が家事・育児・介護等に参画するための講座等を開催します	企画政策課
	62 男性が育児に参加するための講座等を開催し(新)ます	公民館
②子育て支援の充実	63 低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図ります	保育課
	64 保育所待機児童の解消に努めます	保育課
	65 ファミリー・サポート・センター事業を推進します	子ども家庭課
	66 児童館の機能の充実を図ります	子ども家庭課
	67 男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報を提供します	企画政策課
	68 男女共同参画による育児・保育教室を開催します	子ども家庭課
	69 審議会等の子どもの一時預かり等の促進をします	企画政策課
③子育てにおける情報提供及び相談体制の充実	70 社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った家庭児童相談を行います ・家庭児童相談員等の社会的性別にとらわれない男女平等意識の醸成を図ります	子ども家庭課
	71 両親学級等を開催します	健康増進課
	72 子育てに関する情報の提供を行います(新)	子ども家庭課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
6 1	男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識の啓発回数	年2回以上	企画政策課
	男性が家事・育児・介護等に関する講座等開催回数	年1回以上	企画政策課
6 2	男性が育児に参加するための講座等開催回数	年7回	公民館
6 4	待機児童の解消のため保育所整備	待機児童ゼロ	保育課
6 7	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課
6 8	男女共同参画による育児・保育教室開催回数	年1回以上	子ども家庭課
7 1	両親学級等開催回数	年36回	健康増進課
7 2	子育てに関する情報提供回数	適宜	子ども家庭課



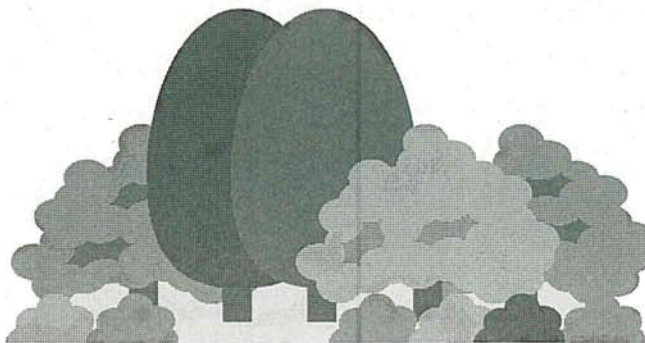
(基本的課題) 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	事業内容	担当課
①さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援	73 男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発を行います	企画政策課 高齢者いきがい推進課 介護支援課
	74 ひとり親家庭等への医療費の助成を行います(新)	子ども家庭課
	75 幼稚園に通園されている保護者に対し助成を(新) 行います	子ども家庭課

	76 生活保護を受けるための相談をします (新)	社会福祉課
	77 市営住宅入居のための相談をします (新)	建築住宅課
②高齢期を 生きる男女 が安心して 暮らすため の支援	78 介護保険事業の普及啓発を図ります	介護支援課
	79 介護予防教室を開催し、介護への理解を深めます	介護支援課
	80 高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します	コミュニティ課 高齢者いきがい推進課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
73	男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発	年2回以上	企画政策課
		年1回以上	高齢者いきがい推進課
	介護予防教室等における男性の参加割合の増加	男性の参加割合3割	介護支援課
78	介護支援サポーター制度の登録者数	前年度10%増加	介護支援課
79	介護予防教室の開催回数	年7回以上	介護支援課



(基本的課題) 生涯を通じた健康づくり

施策の方向	事業内容	担当課
①健康増進への支援	81 女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います	健康増進課
	82 男女ともに生涯を通じた健康支援を行います	健康増進課
	83 健康相談を実施します	健康増進課
②心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透	84 HIV/エイズや性感染症に関する正しい情報を提供する	健康増進課
	85 ネット犯罪に巻き込まれないための講座等を開催します ・生命の尊さなど、家庭や地域における家庭教育の充実を図ります	公民館
	86 母子保健に関する健康相談、健康教育の充実を図ります	健康増進課

◇指 標

事業No.	項目	目標数値	担当課
81	女性特有の集団がん検診時における講座回数	年40回	健康増進課
85	ネット犯罪に巻き込まれないための講座等開催回数	年1回	公民館
86	育児相談回数	年24回	健康増進課



基本目標Ⅳプランの推進体制の充実

男女共同参画の取り組みを推進するためには、全庁的な取組が必要であることから、市職員の男女共同参画の意識を高めることが重要です

また、国・県・他市町村、各種団体、NPO等とより一層の連携を図りながら、着実にプランの進行管理を行い、目標値を定め推進していきます。

(基本的課題) 推進体制の強化

施策の方向	事業内容	担当課
①庁内推進体制の充実	87 庁内推進体制をより一層強化します	企画政策課
	88 市職員に女子差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法の周知を図ります	企画政策課
	89 市職員の男女共同参画に関する研修等の充実を図ります	人材育成課 企画政策課
②政策推進のための拠点の整備	90 施策推進のための交流の場について検討します	企画政策課
③市民・団体・企業など多様な機関との連携	91 国の「広報ガイドライン」の活用を図ります	企画政策課
	92 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携を図ります	企画政策課
④プランの推進状況の進行管理	93 男女共同参画の推進状況を検証します	企画政策課

◇指 標

事業No.	項目	目標数値	担当課
88	新規採用職員に男女共同参画社会基本法等の研修を実施	年1回	企画政策課
89	市職員に対し男女共同参画に関する研修会を実施	年1回	企画政策課 人材育成課
93	男女共同参画の推進状況を検証	各年度終了	企画政策課

推進体制図

市長

諮問

答申・建議

男女共同参画審議会

男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議します。

学識経験者（2名）

団体の代表（6名）

市民の代表（5名以内）

推進本部

流山市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

本部
市長以下、部長級で組織

幹事会
課長級で組織

研究会
関係各課職員で組織

事務局 男女共同参画室

結果報告

各事業を推進する担当課

男女共同参画を推進するため、各種事業を推進します。

連携

協働
連携

流山市民

- ・意識調査
- ・パブリックコメント
- ・意見

事業者・団体等

企業 商店 農業経営
団体 NPO等